

## 今後の脳死下での臓器提供事例の検証について（案）

### 【これまでの経緯等】

- 「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」は、脳死下臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定的措置として、厚生大臣（当時）が参集する会議として平成 12 年 3 月に設置。以降、現在までに約 220 例を検証。
- 検証済事例が 100 例を超えて以降、おおむね 50 例ごとに統計的な情報を集約し、公表。
- この 5 月には「200 例のまとめ」を公表。その中で、医学的検証に関して、各臓器提供施設では全ての事例で原疾患に対する的確な診断、行いうるすべての適切な治療、適切な法的脳死判定等が行われていたことも踏まえ、検証への対応に係る施設側の負担軽減を含め、検証のあり方に関する検討が必要との趣旨の提言がなされた。

### 【医学的検証に係る新たな手順（案）】

- 従来から検証を受ける各臓器提供施設に作成・提出を求めている「検証資料フォーマット」及びその他の資料の内容を、
  - ① 検証報告書において必ず引用・評価する部分
  - ② その他提出資料のうち検証会議として必ず確認する検査結果等
  - ③ 臓器提供施設の対応の適切性を特に慎重に判断する必要がある場合に参照するための①の記載内容のバックデータ等の 3 つに分ける。
- 次の 3 条件のいずれにも該当する事例の場合には、各臓器提供施設に対しては、上記内容のうち①及び②に係る資料の提出を求めることとする。
  - ・ 当該臓器提供施設において過去 5 年以内に脳死下臓器提供を行ったことがあり、また、それ以降継続して当該施設において脳死下臓器提供を行う体制をとっていること
  - ・ 臓器提供者が 18 歳以上であること
  - ・ 特に慎重な検証が必要となるような特段の事情が無いこと
- その他の事例の場合には、①～③すべてに係る資料の提出を求めることとする。
  - \* 「当該施設において脳死下臓器提供を行う体制をとっている」かどうかの確認は、毎年厚生労働省において実施している臓器提供施設の体制整備状況の調査（毎年 6 月末の時点を確認）によることを想定。

## 【あっせん業務の検証について】

- 日本臓器移植ネットワークの行うあっせん業務の検証については、昨今のあっせん業務誤りに対する再発防止策が十分に機能していることが確認されるまでは、従来通りの検証を継続することとする。